

保育内容における身体表現に関する一考察

A Study of Expressive Body Movement in an Early Childhood Context

田辺圭子

(要約)

平成元年幼稚園教育要領が改訂され、身体表現に関する保育内容は領域「音楽リズム」から領域「表現」へと変わり、「動きの表現」が重視される内容になった。しかし、改訂後も保育者にとって保育現場での実践をイメージしやすい身体表現活動は「音楽やリズムに合わせて動くことや踊ること」であり、「動きの表現」が保育者には十分浸透していないことが前回の報告から明らかとなつた。

本研究では、これまでの保育内容における身体表現の歴史的な流れを把握し、保育者に動きの表現の理解を妨げている要因を探ることを目的に研究を進め、6領域時代の領域「音楽リズム」が音楽的な内容を重視したことと、深く関係があることが明らかとなつた。

1.はじめに

前回の報告¹⁾では、実技講習会に参加した保育者の感想から身体表現に対する気付きと疑問について取り上げた。この研究から、実技講習によって「あらわし」体験の繰り返しは保育者の身体表現能力を高める一助となり得たが、保育者にとって保育現場での実践をイメージしやすい身体表現活動は音楽やリズムに合わせて動くことや踊ることであり、保育者に自らの身体表現能力を高めることと保育現場における身体表現活動を結び付けて考えてもらうことの難しさが見えてきた。

保育者が実践をイメージしやすい「音楽やリズムに合わせて動くことや踊ること」について改めて考えてみると、「合わせる」という言葉から「動くことや踊ること」を「音楽やリズム」に付随するものと考えている印象を強く受ける。保育における「身体表現」について本山らは「①イメージを中心とした『動きの表現』②音楽的なものに付隨したものとしての『動きのリズム』③『日常的に表れるもの』を意味している可能性がある。」²⁾と分類しているが、平成元年幼稚園教育要領改訂では、領域『表現』に示された身体表現は『動きの表現』中心の内容となり、『動きのリズム』に関する記述は削除されている。³⁾改定後10年以上経過し、「動きの表現」が現場で浸透していると筆者は考えていたが、保育者の感想から、保育者にとって「動きの表現」は実践をイメージしやすい活動とはとらえられておらず、「動きのリズム」への要望が強い傾向にあることがわかつた。

本研究では「動きの表現」を実践につなげるにあたり、これまでの身体表現の歴史的な流れを把握し、保育者の中に『動きのリズム』が根強く残っている背景及び、『動きの表現』の理解を妨

げている要因を探るものである。

2. 保育内容と身体表現の変遷

これまで日本の幼児教育において身体表現はどのような位置付けであったのか。「幼稚園令」「保育要領」「幼稚園教育要領」における保育内容と身体表現の変遷についてまとめることとする。

(1) 大正15年(1926年)「幼稚園令」の制定

わが国の幼稚園史上初めての独立勅令であり、保育内容に当たる保育項目として「遊戯」「唱歌」「観察」「談話」「手技等」が設けられている。⁴⁾「遊戯」は自由遊戯と律動遊戯に分けられており、自由遊戯は今の自由遊びであり、律動遊戯は「ダンス、創作舞踊、いわゆるリトミックなど音楽や唱歌を伴った集団遊戯」であった。⁵⁾「律動遊戯」はそれまでの大人の頭で考えた歌曲に大人らしい手振りを加えたものが大部分の「お遊戯」に対して大正期の童心教育や芸術運動の一環として土川五郎が考案・創作したものである。土川は歌詞のないリズミカルな曲に合わせた遊戯動作を振付けた「律動遊戯」と、子どもに適し、教育的な歌曲に動作を振付けた「表情遊戯」を彼の著書『律動遊戯』、『律動的表情遊戯』に著している。⁶⁾

(2) 昭和23年(1948年)保育要領制定

昭和22年学校教育法が制定され、幼稚園は学校体系の中に位置づけられ、「見学」「リズム」「休息」「自由遊び」「声楽」「お話」「絵画」「制作」「自然観察」「ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居」「健康保育」「年中行事」の12項目の保育内容からなる戦後の新しい幼児教育の方向性を示す手引書として国が作成し刊行している。⁷⁾

「リズム」の目的を「幼児一人ひとりおよび共同の音楽的な感情やリズム感を満足させ、子どもの考えていることを身体の運動に表させ、生き生きと生活を楽しませることにある。」とし、「唱歌遊び」と「リズム遊び」を挙げている。⁸⁾

(3) 昭和31年(1956年)の幼稚園教育要領制定

子どもの自発性を重視する教育に対する批判が強まり、保育現場でもその系統性や計画性を重視する声が高まり、教育課程の基準として「保育要領」を改訂し、保育内容を「健康」「社会」「自然」「言語」「音楽リズム」「絵画制作」の6領域に分類した。⁹⁾各領域に「望ましい経験」として示す内容を総合的に経験させることとし、系統的に示すことにより、小学校との違いを明示しながら、小学校との一貫性に配慮している。¹⁰⁾

「音楽リズム」では「望ましい経験」として、「1. 歌を歌う」「2. 歌曲を聞く」「3. 楽器をひく」「4. 動きのリズムで表現する」が掲げられており、各々について具体的な活動が示されている。身体表現に関わる内容としては「4. 動きのリズムで表現する」が該当し、その他は全て音楽に関する内容である。¹¹⁾

(4) 昭和 39 年 (1964 年) 幼稚園教育要領改定

領域が小学校の教科と同様に扱われたことに対する反省から改訂され、領域別に「ねらい」が定められた。昭和 31 年度幼稚園教育要領では目標から領域を立てそこに予想される「望ましい経験」を導き出すと言う考え方に対して、昭和 39 年度幼稚園教育要領では、領域をねらいの束、目標群であるという考え方を用いている。¹²⁾

「音楽リズム」のねらいは「1. のびのびと歌ったり、楽器を弾いたりして表現の喜びを味わう。」「2. のびのびと動きのリズムを楽しみ、表現の喜びを味わう。」「3. 音楽に親しみ、聞くことに興味を持つ」「4. 感じたこと、考えたことなどを音や動きに表現しようとする。」であり、各ねらいには具体的な活動が示されている。4 項目の内 2 項目が音楽に関する表現の記載であり、残りの 2 項目は「2. のびのびと動きのリズムを楽しみ、表現の喜びを味わう。」「4. 感じたこと、考えたことなどを音や動きに表現しようとする。」が身体表現に関する項目である。¹³⁾

(5) 平成元年 (1989 年) の幼稚園教育要領の改訂

6 領域を見直し、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」5 領域それぞれにねらいと内容が示された。領域については小学校の教科との違いを明確にし、幼児の発達をとらえるための視点として位置づけられ、ねらいや内容は幼児に身につけて欲しい経験を抽象化したものとした。¹⁴⁾ 領域「表現」について、「この領域は豊かな感性を育て、感じたことや考えたことを表現する意欲を養い、創造性を豊かにする観点から示したものである。」とし、ねらいを「(1) 色々なものの美しさなどに対する豊かな感性を持つ。」「(2) 感じたことや考えたことを様々な方法で表現しようとする。」「(3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。」としている。¹⁵⁾ これは、6 領域における「絵画制作」や「音楽リズム」が「大人が要求し、指導し、与えていく感覚と技能の指導の世界、こうした内容と方法が中心になりすぎていたのではないか。また、この領域の活動は、最終的には園として親に見せ、指導の効果を明快に示す分野として利用されていた傾向が強かったのではないか」¹⁶⁾ という反省から表現手段で表現を区別するのでなく、子どもの自発性、主体性、一人ひとりの特性を大事にしている。

領域「表現」の身体表現に関する内容は、「(4) 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり自由にかいたりつくつたりする。」「(8) 自分のイメージを動きや言葉などで表現し、演じて楽しむ楽しさを味わう。」であり、音楽や造形、言葉など他の分野と並列させ、各々の総合的な活動を目指している。

(6) 平成 12 年 (2000 年) 幼稚園教育要領の改訂

領域の考え方を踏襲しており、小学校との連携の強化、地域に開かれた幼稚園運営の弾力化を改善点としてあげている¹⁷⁾。「表現」領域の説明について、平成元年の「豊かな感性を育て、表現する意欲を養う」¹⁸⁾ に対して「自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い」¹⁹⁾ と書かれている点が異なっている。また、「ねらい」として、感じたことや考えたことを平成元年が「様々な方法で表現しようとする。」²⁰⁾ に対してこの改定では「自分なりに表現して楽しむ。」の部分が異なる他は「ねらい」や「内容」については平成元年とほぼ同じである。²¹⁾

3. 保育内容における身体表現に関する具体的活動の分類

身体表現に関する保育内容が「遊戯」、「リズム」、「音楽リズム」、「表現」と変遷する中で、各々に示されている身体表現の具体的な活動を、前述した本山ら²²⁾の分類を用い、『動きの表現』、『動きのリズム』、『日常的に表れるもの』に分類し、各保育内容における身体表現の特徴をとらえることとする。

(1) 幼稚園令における保育内容「遊戯」

「律動遊戯」が身体表現に関する項目である。「律動遊戯」は歌詞のないリズミカルな曲に合わせた遊戯動作を振付けたものであり、²³⁾『動きのリズム』に分類される。

(2) 保育要領における保育内容「リズム」

1) 「唱歌遊び」

唱歌遊びは「子どもたちには歌にあわせて遊びたいという自然の要求からくるものである。」とし、「歌いながらスキンシップしたり、踊ったり、拍子に合わせて手をたたいたりして遊びながらだんだん組織遊びをするように訓練される。」ため、「大人の考えで振付けた遊戯をその形のままで教えこむより、出来る限り子供の自由な表現を重んじ、子供に歌詞・歌曲を理解させて、自分たちの考えによって振り付けを創作させたら、もっとおもしろいものをつくり出すことができるであろう。」と記している。²⁴⁾ここでは「歌に合わせて遊びたいという自然の要求」という『日常的に表れるもの』を前提としており、「歌いながら組織遊びをするように訓練される。」は『動きのリズム』、『出来る限り子供の自由な表現を重んじ』は『動きの表現』に分類できる。しかし、「子供に歌詞・歌曲を理解させて、自分たちの考えによって振り付けを創作させる。」は歌曲という言葉から『動きのリズム』の要素を含んでいるように考えられるが、「出来る限り子供の自由な表現を重んじ歌曲を理解させて」とあることから、歌曲の持つリズムと創作された振り付けの持つリズムを独立したものと考え、動きの持つリズムを歌詞を理解させることによるイメージの広がりととらえるならば『動きの表現』に分類される。

2) 「リズム遊び」

リズム遊びについて、「子供は常に生活の中から強い印象を受けたものを、音楽に合わせて表現して遊びたがるものである。」とし、直接経験したこと、リズム的活動、子供の興味深いもの、自然現象などリズム運動をしているものに接するとそのままリズム運動をして遊ぶことを事象を挙げて説明している。また、「幼児が種々の経験をしたあと適当な音楽を伴奏してやるとリズム遊びはもっと面白く、楽しくなる。」とし、「子供の心にある映像がリズム的に表現されることにより、感情は強く新鮮にゆたかになってくるのである。」と記している。²⁵⁾

最初の一文「子供は常に生活の中から強い印象を受けたものを、音楽に合わせて表現して遊びたがるものである。」からは『動きのリズム』の分類が考えられるが、その後の説明の中で、リズム運動をしている事象に接した時に子どもたちが遊ぶリズム運動遊びは『日常的に表れるもの』であり、『動きの表現』でもある。その後の伴奏についてはリズム遊びに用いる音楽として、「音楽的な立場から、最も美しく簡単なものであること、自分で音楽を解釈してリズムに合わせてか

らだを動かし子供らしい振り付けが出来るものであること。」とあり、『動きのリズム』に分類されるであろう。しかし、子供たちがリズム運動をした後に音楽をつけることや自分で音楽を解釈することから、『動きの表現』を高めるための音楽であり、『動きのリズム』のような音楽に付随するものとは異なると考えられる。「子供の心にある映像がリズム的に表現される」は『動きの表現』である。

3) まとめ

「唱歌遊び」では、『日常的に表れるもの』を前提とし、『動きのリズム』、『動きの表現』に関する内容であった。しかし、「子供に歌詞・歌曲を理解させて、自分たちの考えによって振り付けを創作させる。」という一文からは、歌詞・歌曲に関する理解のさせ方によって『動きのリズム』にも『動きの表現』にもなりうることが考えられる。「リズム遊び」では『日常的に表れるもの』と『動きの表現』『動きのリズム』による活動であった。リズム運動遊びに音楽の伴奏をつけた活動については『動きのリズム』に分類されるが、『動きのリズム』のような音楽に付随するものとは異なるのではないかと考えられる。²⁶⁾

(3) 幼稚園教育要領における領域「音楽リズム」

1) 昭和31年度

「4. 動きのリズムで表現する」の具体的な活動を分類すると、『動きの表現』に分類されるのは「動物や乗り物などの動きをまねて、身体の動きをする」「楽器の音に反応してリズム的な動きをする」「自分の感じたこと、考えたことをそのまま動きのリズムで表現する」であり、『動きのリズム』に分類されるのは「曲に合わせて歩いたり、かけたりする」「曲や歌に合わせて自由にリズム的な動きをする」である。²⁷⁾

2) 昭和39年度

「2. のびのびと動きのリズムを楽しみ、表現の喜びを味わう。」には7つの具体的な活動が記載されており、「(1) のびのびと歩いたり、走ったり、とんだりなどしてリズミカルな動きを楽しむ。」「(5) 動物や乗り物などの動きをまねて、からだで表現する。」「(7) 友だちのリズミカルな動きを見て楽しむ。」は『動きの表現』「(3) 曲に合わせて歩いたり、走ったり、とんだりなどする。」「(4) 歌や曲をからだの動きで表現する。」は『動きのリズム』に分類されることが明らかである。しかし、「(2) 手を打ったり、楽器をひいたりしながらリズミカルな動きをする。」は、手を打ったり、楽器を弾いたりすることがリズミカルな動きに付随しているのであれば、『動きの表現』になり、手を打ったり楽器の音楽的なりズムに動きの持っているリズムに合わせてリズミカルな動きをするのであれば『動きのリズム』になる。また、「(6) リズミカルな集団遊びを楽しむ。」は『動きの表現』を意図しているようであるが、集団遊びが音楽的なものに付随している場合は『動きのリズム』に分類される。²⁸⁾

「4. 感じたこと、考えしたことなどを音や動きに表現しようとする。」では5つの具体的な活動の中で3つは音楽に関する表現であり、身体表現に関する「(5) 友だちといっしょに感じたこと考えたことをくふうして歌や楽器やからだで表現する。」という活動は音楽的活動との並列である。身体表現に関する2つの活動「(4) 感じたこと考えたことを自由に身体で表現する。」「(5) 友だ

ちといっしょに感じたことをくふうして歌や楽器やからだで表現する。」は『動きの表現』に分類できる。²⁹⁾

3)まとめ

昭和31年度の「音楽リズム」では、『動きの表現』と『動きのリズム』に分類できる。しかし、昭和39年度の「音楽リズム」では、「2. のびのびと動きのリズムを楽しみ、表現の喜びを味わう。」に挙げてある具体的な活動が身体表現に関するものに対して、「4. 感じたこと、考えたことなどを音や動きに表現しようとする。」では具体的な活動の中に音楽に関する活動が含まれている。しかし、「2. のびのびと動きのリズムを楽しみ、表現の喜びを味わう。」には、“リズミカル”という言葉が用いられている活動があり、『動きの表現』『動きのリズム』の両方の印象を受けやすい。「4. 感じたこと、考えたことなどを音や動きに表現しようとする。」に書かれている身体表現に関する活動は『動きの表現』であった。³⁰⁾

(4) 幼稚園教育要領 領域「表現」

平成元年、平成12年ともに身体表現は『動きの表現』としての位置づけである。³¹⁾

4. 考察

身体表現活動の具体的な内容が『動きのリズム』であった幼稚園令における「遊戯」の時代から『動きの表現』である幼稚園教育要領領域「表現」の時代までの間に位置している、保育要領における保育内容「リズム」(以下保育内容「リズム」)と幼稚園教育要領領域「音楽リズム」(以下領域「音楽リズム」)が『動きのリズム』と『動きの表現』の両方を含む活動であること、保育内容「リズム」が『日常的に表れるもの』の身体表現活動を含んでいることが明らかとなった。

保育内容「リズム」と領域「音楽リズム」を比べると、保育内容「リズム」が身体表現に関する活動について書かれているものに対して、領域「音楽リズム」では音楽的な活動内容が圧倒的に多い。園山³²⁾は『昭和31年度幼稚園教育要領領域「音楽リズム」は「リズム」という言葉を「音楽」に付けることによって音楽と身体的な表現を一体としたものを目指した坂元彦太郎氏に「音楽のほうに傾斜してしまった。」と失望させるに至るものであった』ことを述べているが、領域「音楽リズム」の中で「望ましい経験」として挙げられている項目数と具体的な活動に関する記述に音楽に関する内容が多いことからもその傾向は明らかである。また、昭和39年度幼稚園教育要領領域「音楽リズム」について栗原³³⁾はこの改定を受けて昭和45年刊行された「幼稚園教育指導書

音楽リズム」が掲げる指導上の留意事項について、『それぞれの項目において、具体的な教材曲についての記述を含めて音楽的な基礎技能を獲得させるための具体的な指導について書かれていることも明らかである。ここでの「表現」のとらえ方は、音楽的な表現につながるものであり、幼児は模倣から表現活動を行い、そこで基礎的な技能を身に付け、それから自発的な表現活動（「自己表現」）へと発展していくという順序性、あるいは方向性が示唆されている。』と述べている。また、領域「表現」は、平成元年（1989年）に幼稚園教育要領が改訂され誕生したが、本山ら³⁴⁾は改訂の翌年（1990年）に保育学会で発表された研究について、『「身体表現」という語句がされた論文のほとんどが「音楽表現」に関することを対象としており、「身体表現」を対象として

いる研究は1本も見られなかった』ことに加え、「身体表現」という語句が用いられた研究の大半が「身体表現」を研究対象とするようになったのは1996年以降であったことを明らかとしていることから、領域「音楽リズム」では、音楽的な表現活動が中心に置かれており、「身体表現」が「音楽表現」と混同されていたことが明らかである。領域「音楽リズム」には、身体表現に関する活動の中に、『動きの表現』と『動きのリズム』の両方に関する内容が書かれていたが、この領域全体が音楽に重点がおかれており、身体表現が音楽表現と混同されている中では、身体表現の中でも音楽的なものに付随したものすなわち『動きのリズム』が中心に行われていたであろうことは十分想像できうことであり、領域「音楽リズム」の長い歴史の中で保育者の中に『動きのリズム』が浸透していると考えられる。

保育内容「リズム」には、子ども達の「歌に合わせて遊びたいという自然の要求」や生活の中にある様々な事象が持つリズム運動にふれることによって生じたリズム運動遊びなど『日常的に表れるもの』に関する内容が書かれている。また、その活動から生じた子ども達のリズム運動に適当な音楽を伴奏することによる身体表現の発展を示しており、音楽に運動が付随するものととらえていない。これは他の保育内容とは異なる身体表現に関する捉え方をしており、特筆すべきことであろう。栗原³⁵⁾は『「声楽」「リズム」はそれ以前の「唱歌」「遊戯」に代わるものとして設定したものであるが、同年9月には保育要領改定委員会が発足し「幼稚園のための指導書－音楽リズム編」を作成することから始められていることから、保育の現場はその2つの扱いに窮したのではないか』と指摘しており、『「幼稚園のための指導書－音楽リズム編」は後の「音楽リズム」に通じる考え方を示している』と述べている。³⁶⁾このことから、保育要領「リズム」に関する理解が十分なされなかつたことと、現場がわかる指導書を作成した結果音楽的要素への強い領域「音楽リズム」への傾斜をもたらしたと考えられる。園山³⁷⁾は、身体表現において音楽主導型の指導が進められてきた理由を『「リズム」という音楽よりの名称で「おどること」をあらわそうとしたことに端を発し、文部省レベルでの研究不足と教育現場の理解浸透不足を原因』と述べているが、「リズム」という言葉を音楽用語と理解されてしまうほど、身体運動の「リズム」に関する研究が十分されなかつたことが現場への理解浸透不足を招き、現場が理解しやすい内容を重視した結果、音楽主導型の指導が進められてきたと考えるべきではないだろうか。

平成元年幼稚園教育要領領域「表現」について園山³⁸⁾は『身体表現の内容は動きの表現が中心となり、動きのリズムに関する記述は削除された。「表現」領域は全体に長年の教科教育的な方向を打ち崩すために活動の具体的な記述は避けられ、表現の総合性を強調した内容となっている。』と述べているが、栗原³⁹⁾は具体的な記述から抽象的な記述への転換による保育者の混乱を危惧している。保育内容「リズム」は音楽的な要素が強い保育内容「遊戯」と領域「音楽リズム」の間にあって、身体表現を運動のリズムとの関連から具体的に述べており、領域「表現」とも異なる身体表現に関するとらえ方をしていることは大変興味深いことである。保育要領「リズム」に関する詳細な研究を今後進めていくことが、領域「表現」の理解を深める一助となりえるのではないかと思われる。

田辺圭子

引用・参考文献

- (1) 田辺圭子「保育者養成における身体表現～実技講習に対する保育者の感想からの検討～」『北陸学院短期大学紀要』第37号 2005年 p.25-33
- (2) 本山益子〔ほか〕『子ども・からだ・表現－豊かな保育内容のための理論と演習』市村出版 2003年 p.19
- (3) 園山順子 山口茂嘉「幼稚園教育要領における身体表現の取り扱いの変遷に関する一考察」『日本保育学会研究論文集』第50回大会 1997年 p.908-909
- (4) 富澤優紀〔ほか〕『保育内容総論』ミネルヴァ書房 1991 p.160
- (5) 森上史朗、大豆田啓友、渡辺英則編『新・保育講座 保育内容総論』ミネルヴァ書房 2001 p.35～36
- (6) 水野浩志『「律動遊戯」「幼児の遊戯」解説』『大正・昭和保育文献集 別巻』日本らいぶらり 1978年 p.73-86
- (7) 森上史朗〔ほか〕, 前掲書, p.39
- (8) 文部省『保育要領－幼児教育の手びき』師範学校教科書株式会社 1948 p.54-56
- (9) 森上史朗〔ほか〕, 前掲書, p.42
- (10) 富澤優紀〔ほか〕, 前掲書, p.165-167
- (11) 文部省『幼稚園教育要領』<http://www.nicer.go.jp/guideline/old/s31k/chap2.htm> (2006/10/11にアクセス)
- (12) 富澤優紀〔ほか〕, 前掲書, p.167-169
- (13) 文部省『幼稚園教育要領』http://www.nicer.go.jp/yoshioka/cofs_new/s38k/index.htm (2006/10/17にアクセス)
- (14) 森上史朗〔ほか〕, 前掲書, p.47
- (15) 大場牧夫〔ほか〕『幼稚園教育要領解説』フレーベル館 1989年 p.218-219
- (16) 同上 p.129
- (17) 森上史朗〔ほか〕, 前掲書, p.51
- (18) 大場牧夫〔ほか〕, 前掲書, p.218
- (19) 文部省『幼稚園教育要領解説』フレーベル館 2004年 p.201
- (20) 大場牧夫〔ほか〕, 前掲書, p.218-219
- (21) 民秋言『保育資料集－教育要領・保育指針の変遷を中心に』2004年 p.62
- (22) 本山益子〔ほか〕, 前掲書, p.19
- (23) 水野浩志, 前掲書, p.73-86
- (24) 文部省, 前掲書『保育要領－幼児教育の手びき』p.54-56
- (25) 同上
- (26) 同上
- (27) 文部省『幼稚園教育要領』<http://www.nicer.go.jp/guideline/old/s31k/chap2.htm> (2006/10/11にアクセス)
- (28) 大場牧夫〔ほか〕, 前掲書, p.218-219
- (29) 同上 p.218-219
- (30) 同上 p.218-219
- (31) 大場牧夫〔ほか〕, 前掲書, p.218-219、文部省 前掲書『幼稚園教育要領解説』p.201
- (32) 園山順子〔ほか〕, 前掲書, p.908-909

保育内容における身体表現に関する一考察

- (33) 栗原泰子『幼稚園教育における「表現」教育の系譜（1）－6領域時代における「表現」の捉えられ方』「日本保育学会第56回大会研究論文集」2003年p.559
- (34) 本山益子〔ほか〕『保育における身体表現－保育学会における1990年以降の研究発表より』「日本保育学会第54回大会研究論文集」2001年p.92-93
- (35) 栗原泰子, 前掲書, p.559
- (36) 富澤優紀〔ほか〕, 前掲書, p.165
- (37) 園山順子〔ほか〕, 前掲書, p.908-909
- (38) 同上 p.908-909
- (39) 栗原泰子, 前掲書, p.559